

各務原市軟式野球連盟公式試合運営規定

(目的)

第 1 条

この規定は、別に定めるもののほか各務原市軟式野球連盟(以下「連盟」という。)における公式試合の運営要領について定める。

(チームの格付け)

第 2 条 年度当初の理事会において、年度成績およびチームの品位等を参考にしてA級・B級・C級およびC級リーグに格付けする。

2 A級・B級およびC級の格付けについては、翌年度の大会参加資格を決定するため、概ね 8月中旬までに終了した大会の成績を基に行う。なお、C級リーグの格付けの決定は、年度当初の登録時のみとし年度途中は行わない。

3 C級リーグ各級ごとのチーム編成は、おおむね10 チームから編成し、年間 10 試合を限度に実施する。(第11条参照)

4 リーグに格付けされたチームについては、年間通じて3 試合以上棄権したチームは、理事会において翌年度の格付を決定する。

(新規チームの取り扱い)

第 3 条 新規チームは原則として、C級に格付けするが、そのチームの競技力等によって格付けすることができる。

(大会出場権)

第 4 条 格付けごとに出場できる大会は、次のとおりとする。

番号	大会名	クラス別				番号	大会名	クラス別			
		A 級	B 級	C 級	C級リーグ			A 級	B 級	C 級	C級リーグ
1	東海五県	○	○			8	東日本一部		○		
2	高松宮賜杯一部		○			9	東日本二部			○	
3	高松宮賜杯二部			○		10	天皇賜杯	○	○		
4	中部日本都市対抗	○	○			11	日本スポーツマスターズ(40歳以上)	○	○	○	○
5	岐阜県下新人戦			○		12	岐阜県下成年(50歳以上)	○	○	○	○
6	国民スポーツ大会	○	○	○		13	C級リーグ戦				○
7	各務原市長杯争奪戦	○	○	○		14	水戸市長旗	○			

2 「日本スポーツマスターズ」および「岐阜県下成年」大会への参加チーム編成について

ア 「日本スポーツマスターズ」は、登録された選手全員が満 40 歳以上であること。

イ 「岐阜県下成年」は、登録された選手全員が満 50 歳以上であること。

ただし、監督については、上記両大会とも年齢の制限はしないが、選手として参加する場合はそれぞれの条件を具備していること。出場について、単独チームもしくは混成チームでの参加は可能であるが、チーム名については既登録チーム名で参加するのが望ましい。満年齢は、当該年の 4 月 1 日現在とする。

(大会予選の繰上げ実施)

第 5 条 前条の大会のうち、東海五県・東日本一部・二部および国民スポーツ大会については、当該年度後半期に翌年度の予選を繰上げ実施する。

(登録料および大会参加負担金)

第 6 条 登録チームは、年間に 9,500 円、還暦 については 6,000 円、少年部・学童部については 3,500 円の登録料を納入しなければならない。

2 各種大会に参加するチームは、次の区分により参加負担金を納入すること。

ア 一般

トーナメント 1 大会につき 7,000 円

リーグ戦 年会費 40,000 円

岐阜県下成年 5,000 円 (参加チーム数により変更する。)

イ 少年部 1 大会につき 6,000 円 (ただし、トーナメント戦に限る。)

連盟が後援する中学校体育連盟(以下「中体連」という。)の軟式野球競技については、中体連の定めるところによるが原則としては、連盟の定めるところによる。

ウ 学童部 1 大会につき 6,000 円 (ただし、トーナメント戦に限る)

(大会スケジュールの決定)

第 7 条 大会等の組み合わせは、主将(監督者)会議で抽選により決定する。ただし、抽選については原則としてチームの主将またはその代理者が抽選するものとし、当該チーム以外の代理抽選は一切認めない。

2 連盟主催の試合は、原則として日曜日とするが日程の都合により祝日または休日(土曜日を含む)に行う場合がある。

3 試合通知(日程)は、試合当日の 3日または4日前(各週水曜日または木曜日)の岐阜新聞(朝刊)市内・近郊版『軟野連だより』欄の記載および試合当日の5日前(各週火曜日)に『各務原市軟式野球連盟』ホームページ(<https://nanshiki89.com/>)の掲載による。

ただし、大会運営の都合等で急遽日程を変更する場合は、その都度連盟事務局からチームの連絡責任者にメールにより直接連絡するとともにホームページにも掲載する。従って、連絡責任者が変更になった場合は、速やかにその旨事務局に報告すること。

4 試合日程は、連盟の決定したとおり実施するものとする。

(試合の準備)

第 8 条 各チームは、原則として 10名以上の選手を試合に参加させるものとする。また、試合への集合時刻は、遅くとも試合開始予定時刻 30 分前までに集合するものとし、試合開始予定時刻になっても選手 9名が球場に揃わないときは棄権とする。ただし、前の試合進行が遅延している場合は、その試合終了時刻をもって試合開始予定時刻とする。また、開始予定時刻前であっても、試合可能な状況の場合は試合を開始することができるものとし、チームはこれに協力する。

2 次の試合を行うチームの主将は、前の試合5 回終了時または競技開始1時間後(早い方)に審判員に打順表(控え選手も全員記入のこと) 3部を提出する。その際、攻守を決定する。ただし、審判員が不在の場合は、前の試合が終了した後に打順表を提出し、攻守を決定する。

3 ベンチは組み合わせ番号の若いチームの方を一塁側とする。ただし1チームが2試合続けて行う場合はベンチの入れ替えをしないことがある。リーグ戦については、当日の組み合わせの前者を1塁側とする。

4 登録選手以外が試合に出場した場合は、その試合を没収試合とする。

(1) 打順表提出時に自チームに登録以外の選手がいない事を監督、キャプテン又は責任者は、責任をもって確認書へ署名を行う事。

(2) 試合前の整列時に相手チームに登録選手以外がいないか両チームで確認後、試合を開始する。整列時に助っ人を確認した場合はチームから除き9名未満の場合は棄権扱いとし試合中に確認した場合は没収試合とする。

(3) 試合終了後に登録選手以外がいた旨の報告をしても試合が成立しているため意見を受け付けない。

(4) 登録外選手を参加させたチームには、後日規約第9章に基づき処分を行う。

(正式試合)

第 9 条 正式試合は7回戦とし、暗黒、降雨などで7回までイニングが進まなくとも5回を終了すればゲームは成立する。

2 4回10点差、5回以降 7点差で得点差によるコールドゲームとする。

(試合時間の制限および運営等)

第 10 条 1 試合に要する競技時間は、別に示す場合を除き 1 時間 30分以内とする。従って、その試合が競技時間内に終了しなかった場合、イニング数にかかわらず新しいイニングに入らないこととし、正式試合とする。

この場合、均等回数終了後同点のときは両チームの抽選により勝敗を決定する。リーグ戦については第 11条に定める。

2 各大会の優勝戦については、競技時間を2時間とし、2時間を超えて新しいイニングに入らない。7回終了時、同点の場合、もしくは2時間を経過して同点の場合は、タイブレーク方式を適用する。なお、得点差によるコールドゲーム(4回10点差、5回以降7点差)は、適用する。

(1) 雨天等のため球場コンディション不良または日没が迫っている等の場合は、審判団の判断により、イニング数を短縮したり、タイブレーク方式を適用せず抽選とする。

【タイブレーク方式】

継続打順とし、前回の最終打者を1塁走者、その前の打者を2塁の走者とする。すなわち、無死1・2塁の状態にして2イニングを限度に行うが得点差が生じた回をもって試合は成立する。勝敗が決しない場合は、抽選にて勝敗を決定する。

3 競技時間の計測開始は、試合開始のあいさつを基点とする。

4 試合終了後のグラウンド整備は、勝ち負けに関係なく両チームで実施する。

(C級リーグの運営)

第 11 条 C級リーグは、各級ごと同級内でのチーム対戦とし、1チームの年間試合数は、10 試合とする。

ただし、日程の都合上全試合を消化しない時点で打ち切ることがあるが、年間試合数の 3 分の2以上に相当する試合数は実施するものとする。(試合の組み合わせは、棄権防止のため2ヶ月分をHPに掲載を基本とする。)

2 順位の決定は、次による。

ア 同点の場合は引き分け試合とする。

イ 勝ちチームに 1 点・引き分けには両チームに 0.4 点を与え勝ち点の多いチームを上位とする。

ウ 勝ち点が等しい場合は、対戦相手に勝ち点があれば上位、なお同点の場合は、同位とする。

3 優勝チームについて

C1級リーグの優勝・準優勝チームは、翌年度からトーナメントに格付けする。

(特別継続試合)

第 12 条 降雨・暗黒その他の事情で試合続行不可能となったとき、特別継続試合にすることができる。

2 規定のコールドゲームに達する回数まで試合が進行していない場合は、即ちノーゲームになる回数のおきでも、特別継続試合として行うことがある。ただし、本条の規定のほか第10条の規定は適用する。

(使用球)

第 13 条 連盟の主催する大会使用球は、チーム負担とし、毎試合ごと 1 チームあたり2個ずつ抛出するものとする。

使用球の銘柄は、大会主将会議において連盟が指定する。「年度大会開催スケジュール」参照

(天候不順時の試合告知)

第 14 条 天候不順時における試合の決行か否かならびにスケジュールの変更等は、各務原市軟式野球連盟ホームページで掲載する。

(連盟事務所)

第 15 条 連盟事務所「事務局」は、次の住所に置く。

岐阜県軟式野球連盟各務原支部

各務原市軟式野球連盟

郵便番号 504-0861

住 所 各務原市東山5-50 「高垣 勤」方

電話 058-385-4284 e-mail tkgk1950@mf.ccnw.ne.jp

【注】 チーム都合による試合日程連絡調整は、下記 事務連絡の 2 項に従うこと。

(規定の変更)

第 16 条 本規定は、理事の3分の 2 以上の出席を得た理事会において出席者の過半数の同意を得て変更できる。

附則 26. 2. 16 改正 (6条・10条)

附則 28. 2. 21 改正 (8条・10条)

附則 29. 2. 19 改正 (7条・10条・11条)

附則 R5. 2. 20 改正 (3条・5条・6条・7条・8条-4・11条-3・15条)

◇ 事務連絡

1 日程編成会議について

シーズン中、8月11日(月)を除き、毎週月曜日午後 7 時 00 分から7 時 30 分までの間各務原市プリニーの総合体育館 2 階小会議室において常任理事による日程編成会議を実施するので、リーグについては登録選手の変更手続き(選手の抹消・背番号の変更)は当会場に赴いて所定の書類で申請されたい。

2 試合日程に関する問い合わせおよび調整等の連絡先

郵便番号 509-0144

住 所 各務原市 鷺沼大伊木町4-215 「大野秀一」方

電話番号 090-4869-5763 PC E-mail : shuidaye@gmail.com 携帯:E-mail : shuihi444@gmail.com